

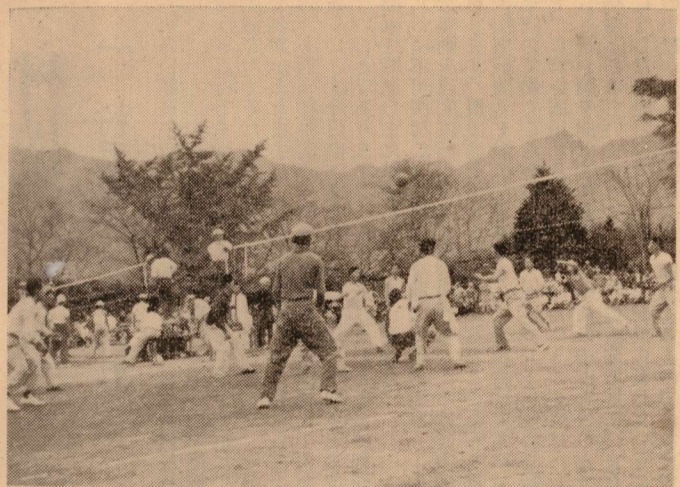
# 東郷村報

第96号

昭和34年11月10日  
発行所  
宮崎県東臼杵郡  
東郷村役場  
日向市富高  
安藤印刷所  
電話 64番

## 村文化祭開催要綱

- 第十二回村文化祭を左記の通り開催いたしますので御協力を切にお願いいたします。
- 主催 東郷村教育委員
  - 期日 十二月四、五、六日(三日間)
  - 会場 東郷小学校
  - 事業
    - 学童作品展
    - 村勢郷土展
    - 農協展(農機具展)
    - 農林産品展(木炭展)
    - 畜産品展
    - 衛生展(家族計画相談所、育児相談所を併設)
    - 生花展
    - 青年室
    - 婦人室(生活改善展)
  - 期日 十二月四日午前中出品受付
  - 行事
    - 午後陳列審査
    - 五、前九、〇〇開展
    - 九、三〇
    - 一般排球、ソフトボール、珠算競技
    - 柔道
    - 畜産展
    - 後一、〇〇
    - 審査競技
    - 午後九時より
    - 十時より正午迄
    - 婦人大会
    - 一、〇〇
    - 馬伝
    - 〇〇
    - 表彰式
    - 展示物閉展
    - 後一、〇〇
    - 演芸会
    - 二、〇〇
    - 演芸会
    - 六、表彰
    - (1)分館は個人表彰、団体表彰
    - (2)本館の表彰は次のとおり
    - 1、教育功労者、優良分館、優良団体
    - 2、農林産品、その他
  - 一般展示品に参加賞
  - 競技大会は各種目毎に一等二等三等、参加賞
  - 畜産展各種目毎に優等、一等、二等、三等、参加賞
  - 審査競技 一等、二等、三等
  - 演芸会 参加賞
  - 学童作品 村教育委員に一任
  - 農林産品展の出品種目並に数量
    - 依米本館(玄米二リットル)
    - 分館(玄米一俵)
    - 甘藷(一蔓)大根、白菜(各三株)里芋(一株)
    - 午糲、人参(各五本)葱(一把握り三〇種)馬鈴薯(四把)ホトレン草(二把)豆類(二リットル)とうもろこし(三穗)粟、そば(二リットル)
  - 農林産品、その他(一)落花生(二リットル)みかん、柿(各六個)栗(二リットル)卵(十個)椎茸(四〇〇瓦)木炭(一俵)茶(二〇〇瓦)(みそ四〇〇瓦)正油(〇、五リットル)むしろ(二枚)さらち(一荷)繩(手ない一ばん、機械一九)からす(一枚)炭俵(五枚)くらす(一枚)その他(木工品、竹工品)
  - 出品物についての留意事項
    - 品名、部番名、出品者氏名の札をつけること
    - 売品、非売品、参考品の別を明記すること
    - 出品物の包装を厳にしておくこと
    - 出品物は各公民館でまとめて搬入のこと
  - 分館文化祭について
    - 各分館文化祭は適当な期日に開催する
    - 事業等については本館文化祭に準じて行う



村民バレーボール大会風景



## 議会報告

東郷村議会定例会議は十月二十六日午前十時村議会議事堂に招集され会期二日間での事件について審査し原案の通り可決確定されました。

○議案第三十八号  
村有財産の取得について  
さきに葉たばこ取扱所の土地建物を村有財産として三十万をもって購入することに決定したが、この代償として本村は専売公社高鍋出張所の職員住宅を建築することになったのでこの敷地を購入することについて原案通り可決確定した。

○議案第三十九号  
東郷村教育委員会事務局等定数条例の一部を改正する条例の制定について  
寺迫小学校の給食実施に伴い給食婦を一名設置する必要があるため、村教育委員会事務局職員等定数条例中学校職員(雇よる人)八名を九名に改正することについて原案通り可決確定した。

○議案第四十号  
特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
特別職の職員で非常勤である村議会議員の報酬の改正と公民館運営審議委員及び消防団員の村内旅費支給の一部を改正する条例で原案の通り可決確定した。

○議案第四十一号  
村長外特別職の給与条例の一部を改正する条例の制定について  
村長外特別職の職員の給与を改正する条例の一部を改正する条例で原案の通り可決確定した。

○議案第四十二号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い一般職の職員の給与の一部を改正する条例で原案の通り可決確定した。

○議案第四十三号  
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職名の改正、議事事務局の設置に伴う職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例で原案の通り可決確定した。

○議案第四十四号  
昭和三十四年度東郷村歳入歳出予算の追加更正について  
本件は特別職の職員の報酬給与並びに一般職の職員の給与の改正による追加と農道改良事業補助林道開き事業補助等の追加が主なるもので実質追加額三百七十七万六千八百七十円の追加更正について原案の通り可決確定した。

○議案第四十五号  
昭和三十四年度東郷村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出予算の追加更正について  
本件は準備金積立金と一般職の職員の給与の改正による追加が主なるもので実質追加額六十二万八千四百四十円の追加更正について原案通り可決確定した。

○議案第四十六号  
計額は八百一十一万八千八百円となった。  
○議案第四十七号  
耕地災害復旧事業資金の起債について  
中島頭首工外二地区の耕地災害復旧事業資金に充当するため大蔵省資金運用部又は郵政省簡易保険局より一百万円の起債をなすことに可決確定した。

○陳情  
1 可搬動力ポンプ購入に対する村費助成方陳情について  
小野田区長及び第一部長より提出された可搬動力ポンプ購入に対する村費助成方陳情については審議の結果陳情の通り可決確定した。

2 東郷村森林組合(立木)の払下げ方陳情について  
東郷村森林組合長より陳情のあった全組合経営援助のための村有林の払下げ方については審議の結果陳情の通り採択した。

3 山陰児洗線(通称神門線)県道改良工事の促進陳情について  
本件については本村と南郷村議会において期成同盟特別委員会を結成して取り去る十月六日出発の上県当局に陳情した。

4 山陰児洗線(通称神門線)県道改良工事の促進陳情について  
本件は引続いて陳情し目的を達成しなればならないので継続審議することに決定した。

## 村税について

村では去る九月三十日昭和三十三年度決算の認定を行いました。その中で村税の決算状況並に本年下半期の村税徴収計画等御知らせし、段々と納税に御願います。この御協力を御願います。

一、決算状況  
村税の収入総額は二百六十八万七千七百五十九円九角の滞納額を繰越した状況で認定に収入率は約八十一%となつています。本村の徴税実績は従来よりあまりよい方ではありません。しかし昭和二十六年年度六十八%を最低として年毎に上昇し昭和三十三年年度決算に於ては八十五%と全国平均の徴収率を示したのであります。村民各位の御協力に感謝申し上げてきた次第であります。本年度徴収率が昨年比し四%もおちたのは各種事情が重なつたと思われまふ。本年は幸にして台風災害も

この額を村の一世帯平均にしてみますと七千四百七十円となり村民一人当りは一十四万二千六百円となっております。以上は三十三年度中の負担額であり滞納になつた分の納入がなされたらすれば負担は増しますが村民福祉のためより大きな成果が得られたでしょう。

とします。  
一般会計の予算総額に対し村税収入が占める割合は三十三%であります。その他収入はあらかじめ使ひまわつた国庫の補助金と借入金といたつたものであります。直接村民福祉に使える金は村税であり納税の良し悪しが村政の進展に重大なる影響をもたらすことは今更申上げるまでもないこととあります。

免れ豊作が予想されていまありますが秋こそ滞納一掃に村民一丸となつて立上りがえ方と納税に対する協力をより一層強く要請しなければならぬと考えます。  
二、今後における徴収計画  
村としての振興教育の刷新その他村民福祉の為に施策をたくさんもつていまして、と共に之等の仕事をするため大きな費用を必要とあります。

従来からの強制執行は不動産重点の処分をなしてきましたが今期は、動産の処分もあわせて行方方針であり不動産処分と違つて直接納税者に接し作業を進める場合が多く、ややもすると納税者との間に意思の疎通を欠ぐことも考えられますがいたづらなマサツをさけあくまでも公平無私な執行をなすと共に最終目的である滞納一掃を図りたい。

村民各位の特別な御協力を御願います。

## 保健だより

十一月の保健関係行事をお知らせいたします。

一、百日咳とデフテリアの予防接種を実施してあります。初回の子供は三回必ず接種して下さい。昨年三回した子供は一回です。

二、各学校の寄生虫検査も行方予定してあります。十月まで一般の駆虫を実施して非常に効果がありました。今度も学校で父兄の皆様も御協力下さい。

三、天高き気候ですがまだ伝染病菌は活動旺盛です。熱柿の蠅(銀蠅、小蠅)等恐ろしい病原菌を盛んに運んでおられます。疫病や赤痢も衰えておられません。充分注意して蠅取りも実行して下さい。

四、県下一斉のねずみ退治がはじまります。百万県民が三百万匹のねずみを相手に食うか食われるかの合戦です。年間十億以上のねずみによる損害の賠償はこれら「野ねずみ家ねずみ」の駆除以外にはありません。ねずみ取りの薬剤、

## 村報おきき

延岡 都甲 鶴男  
村報十月号がたく拝読。いくつなりながらも、故郷の匂いと言ふものは懐しいものです。「点滴」に柿が色づきはじめたこと書かれてありますが、故里の四季の変化は、殊更にホームシックをそそるようでありまして。こんなに近い延岡にいても山陰にいる頃は村報等あまり詳しくは見ず大抵見出しを見るに過ぎなかつたが、こうして離れて見ると隅から隅までむさばり読むのも亦おかしいようにあります。

昨夜は木村誠三郎さんと高森文夫さんと三人で夜遅くまで私の家で、山陰の話、いいもんです。郷里の話は、

ところで冠山先生の野球記事は又懐しい。丁度昨年の八月号か九月号かに「冠山青年を愛す」と私は記事を書いた事がありました。と「再び冠山青年を愛す」と書きたくなった気がした位です。長渡清八さんは相変わらず青年と野球が好きです。何んでこの面白い野球を懐に來んのだろう。とか「私は社会体育が大いに叫ばれている今日、村民ももつと……」等と独りで悲憤こう慨している冠山先生の純真な姿が尊くもあり、おかしくもありまして又懐しい。民間社会体育主事を自ら任じている冠山先生に深甚の敬意を表します。

部落対抗バレー等が予定されているが、いい事ですね。東郷村の社会教育、社会体育、万々歳。



